

年5日の年次有給休暇を取得させることは 使用者の義務です

2019年4月の法改正より、年10日以上の子休が付与される労働者に対して、年休日数のうち5日間については必ず取得させることが、すべての企業に義務付けられています。

年5日の年休取得が義務となる対象者

年次有給休暇が年10日以上付与される労働者が対象です。

管理監督者や有期雇用労働者も含まれます。

※前年度繰越分と今年度付与分を合算して10日以上の場合は含みません。



「年休が10日以上付与される労働者」とは？

全労働日の8割以上出勤した者のうち、下記の者です。

- ◆ 週所定労働日数が5日(または週30時間以上)で継続して6ヶ月間以上勤務している労働者
- ◆ 週所定労働日数が4日(かつ週30時間未満)で継続して3年6ヶ月間以上勤務している労働者
- ◆ 週所定労働日数が3日(かつ週30時間未満)で継続して5年6ヶ月間以上勤務している労働者

使用者は何をすればいいの？

付与した日(基準日)から1年以内に5日間の年次有給休暇を取得させなければなりません。

取得を請求しない労働者に対しても、使用者がその希望時季を聞き、時季を指定して取得させる必要があります。

違反したらどうなる？

年5日の有給休暇の取得をさせなかった場合、違反對象となる労働者1人につき30万円以下の罰金が科せられます。

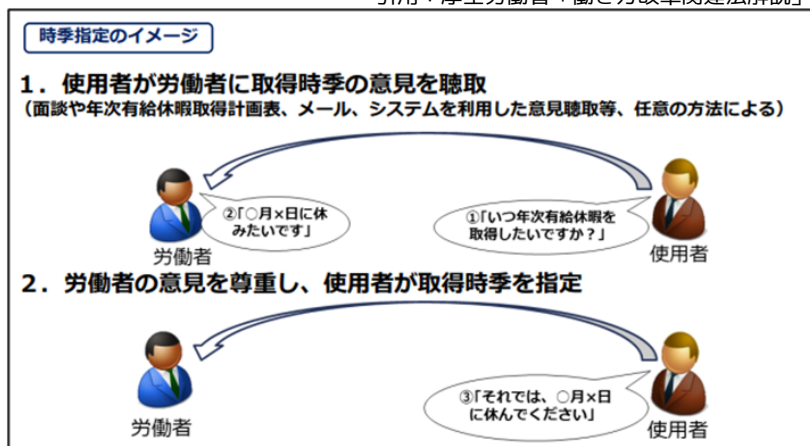


年次有給休暇 取得促進のために

引用：厚生労働省「働き方改革関連法解説」

対象となる労働者に対し、必ず年5日は年休を取得するよう周知しましょう。年休取得奨励日を設ける、上司が率先して取得するなど、年休を取得しやすい雰囲気作りが大切です。

年5日の年休を取得できていない労働者がいる場合、使用者が取得時季を指定して下さい。



使用者があらかじめ日にちを決めることができる「計画年休制度」を導入する方法もあります。具体的対策についてお困りの場合は、弊所へご相談下さい。